定款

ICDAホールディングス株式会社

定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、ICDA ホールディングス株式会社と称し、英文では、International Conglomer ate of Distribution for Automobile Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) 自動車の販売業務
 - (2) 自動車整備業務
 - (3) 自動車のレンタルおよびリース業務
 - (4) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業務
 - (5) 自動車部品・用品開発、加工販売業務および鉱油類販売業務
 - (6) 自動車等の輸出業務
 - (7) 自動車ローンファイナンス業務
 - (8) 生命保険の募集に関する業務
 - (9) 不動産の賃貸借および管理業務
 - (10) 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務(金融商品取引法第33条の8第2項)の 委託の斡旋および支援
 - (11) 自動車(二輪自動車含む)、建設機械、自転車、家庭用電気機器、通信用電子機器 等の回収、解体、破砕およびこれらに附帯する機械工具類一切の新・中古部品の 販売、修理、再加工ならびに輸出入業務
 - (12) 自動車、建設機械の販売、整備および輸出入業務
 - (13) 鉄スクラップ、非鉄金属スクラップ並び貴金属類の回収、加工処理、売買および輸出入業務
 - (14) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、保管、処分ならびに再生業務
 - (15) 上記各号の業務を行うための設備機器の研究開発、製造および販売業務
 - (16) インターネット等のネットワークを利用した商品の販売ならびにシステムの設計、 開発、運用、販売および保守点検業務
 - (17) リサイクル事業の経営コンサルタント業務
 - (18) 前各号に附帯または関連する一切の業務
 - 2. 当会社は、前項の目的のほか、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 自動車物流事業に関する総合経営コンサルタント業務
 - (2) 関連会社の株式の取得・処分に関する業務
 - (3) 人事(採用・役員派遣・出向等)の立案、人材育成・研修等に関する事業
 - (4) 企業の合併・解散・営業譲渡・M&A等ならびに技術、資本等の提携
 - (5) 給与計算、経理・税務事務、情報開示関連業務の受託

- (6) 文書管理等の総務に関する業務の受託
- (7) 経営分析・業績評価等のモニタリングおよび経営戦略の策定業務
- (8) 各種計算業務の受託
- (9) 資金の貸付・担保貸与・債務保証業務
- (10) ファイナンス業務
- (11) 不動産の賃貸借、売買および管理業務
- (12) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業務
- (13) 生命保険の募集に関する業務
- (14) 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務(金融商品取引法第33条の8第2項)の 委託の斡旋および支援
- (15) 株式、社債等投資有価証券の売買
- (16) 法務関連・内部監査等株式公開に関する研究および指導業務
- (17) 上記に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を三重県鈴鹿市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない 場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、6,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項により、取締役会の決議によって自己の株式を取得する ことができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権 利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受

ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時 株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使する ことができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項に ついては、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

- 第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が 効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の

必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締 役の過半数をもって行う。
 - 2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項に ついては、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電 子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会 規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定め る。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)との間で、会社法第423条第1項の賠償 責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の 定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額 の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席

した監査等委員会の過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項に ついては、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印また は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める 監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない ときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第7回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に よって免除することができる。